

# 保有個人情報の利用及び提供の制限に係る事務取扱要領

平成6年9月28日制定

平成26年4月1日一部改正

平成27年4月1日一部改正

平成27年10月5日一部改正

[政策開発部ソーシャルメディア推進課]

## 1 趣旨

この要領は、郡山市個人情報保護条例（平成6年郡山市条例第5号。以下「条例」という。）第9条に規定する保有個人情報の利用及び提供の制限、条例第9条の2に規定する保有特定個人情報の利用制限及び条例第9条の3に規定する特定個人情報の提供の制限に係る事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

## 2 解釈

### (1) 取扱目的の範囲を超えた利用

ア 「取扱目的の範囲を超えた利用」とは、実施機関が個人情報を収集したときの取扱目的の範囲を超えて当該実施機関内において個人情報を利用し、又は他の実施機関に利用されることをいう。

イ 住民基本台帳は、「住民に関する事務の処理の基礎とする」ことを目的とするもの（住民基本台帳法第1条）であり、地方公共団体の住民に関する行政の基礎資料として、行政のために活用されることを予定しているものであるから、これを実施機関内部で活用することは、法の目的内の利用と考えられるため、取扱目的の範囲を超えた利用には該当しないものとする。

### (2) 取扱目的の範囲を超えた提供

ア 「取扱目的の範囲を超えた提供」とは、実施機関が個人情報を収集したときの取扱目的の範囲を超えて実施機関以外の者に提供することをいう。

イ 法令等の規定に基づき、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（以下「国等」という。）に報告、通知等を行うことが義務付けられている個人情報で、それが所掌する事務の範囲内である場合は、取扱目的の範囲内での利用であり、取扱目的の範囲を超えた提供には該当しないものとする。

## 3 取扱目的の範囲を超えた利用及び提供をすることができる場合の基準

### (1) 取扱目的の範囲を超えた利用及び提供をすることができる場合は、次のとおりである。（条例第9条第3項各号）

ア 法令等の定めがあるとき。

イ 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

ウ 実施機関内で利用する場合又は国等に提供する場合で、相当な理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害しないと認められるとき。

エ 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

オ 前各号に掲げるもののほか、実施機関が、郡山市個人情報保護審議会の意見を聴いて特に必要があると認めるとき。

それぞれの具体的な内容については、「取扱目的の範囲を超えた利用に係る基準表」（別表1）及び「取扱目的の範囲を超えた提供に係る基準表」（別表2）を参照すること。

また、特定個人情報に当たるときは、法定の場合に限り、取扱目的の範囲を越えた利用及び提供ができることに留意すること。

なお、取扱目的の範囲を超えた提供については、実施機関以外の外部のものに個人情報が提供されるため、特に慎重な取扱いをすること。

### (2) 条例第9条第3項第5号に係る審議会事項について

条例第9条第3項第1号から第4号以外により取扱目的の範囲を超えた利用及び提供をするときは、第5号の規定により個別事項ごとに審議会に諮問し、その意見を聴いた上で、実施機関が決定

することになる。ただし、審議会の答申（平成6年9月14日付け6郡個審第1号）に基づく「条例第9条第3項第5号に係る審議会が認める例外事項」（別表3）に該当するときは、あらかじめ審議会の意見を聴く必要はないものとする。

なお、「条例第9条第3項第5号に係る審議会が認める例外事項」に該当するか、審議会に諮問するかの判断に当たっては、ソーシャルメディア推進課と協議するものとする。

#### 4 取扱目的の範囲を超えた利用及び提供の手続

##### (1) 取扱目的の範囲を超えた利用の手続

取扱目的の範囲を超えた利用の手続は、次により行うものとする。

ア 条例第9条第3項の規定により取扱目的の範囲を超えた利用をしようとする課（以下「利用課」という。）は、当該個人情報保管している課（以下「保管課」という。）及びソーシャルメディア推進課と事前に協議する。

協議は、取扱目的の範囲を超えた利用以外の方法によることができないか、条例の根拠に該当するか、審議会への諮問の必要性等について検討する。

イ 利用課の長は、保管課の長に「保有個人情報利用申請書」（第1号様式）又はこれに準ずる文書を提出する。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、口頭で申請することができる。

ウ 保管課の長は、条例及び取扱目的の範囲を超えた利用に係る基準表等に照らして取扱目的の範囲を超えた利用の諾否を決定するものとする。この場合、必要に応じ、ソーシャルメディア推進課と協議する。

エ 保管課の長は、決定後、「保有個人情報利用決定通知書」（第2号様式）を作成し、利用課の長に通知するとともに、その写しと「保有個人情報利用申請書」（第1号様式）の写しをソーシャルメディア推進課に送付するものとする。ただし、口頭による申請の場合は、これを省略することができる。

オ 利用課の長は、エで承認された範囲内で、取扱目的の範囲を超えた利用を行う。

##### (2) 取扱目的の範囲を超えた提供の手続

取扱目的の範囲を超えた提供の手続は、郡山市個人情報保護条例施行規則（以下「施行規則」という。）第3条に定められているとおりとする。

なお、「保有個人情報（特定個人情報）提供依頼書」（施行規則第3号様式）は個人情報の記録を提供する課（以下「提供課」という。）で受理し、条例及び取扱目的の範囲を超えた提供制限基準表（別表2）等に照らして取扱目的の範囲を超えた提供の諾否を決定するものとする。この場合、必要に応じ、ソーシャルメディア推進課と協議する。また、「保有個人情報（特定個人情報）提供回答書」（施行規則第4号様式）を依頼者に送付する場合は、その写しをソーシャルメディア推進課に送付するものとする。

##### (3) その他

「保有個人情報利用申請書」（第1号様式）及び「保有個人情報（特定個人情報）提供依頼書」（施行規則第3号様式）の提出については、当該取扱目的の範囲を超えた利用及び提供が、同一目的の下に継続、反復的に行われ、かつ、同種類の個人情報の記録の内容が利用又は提供されるものであるときは、最初に申請を一度行えば、以後の手続は省略することができる。この場合の「利用期間」の欄には、「随時」と記入する。

#### 5 本人への通知等

##### (1) 本人への通知

条例第9条第3項第4号及び第5号により取扱目的の範囲を超えた利用及び提供をした実施機関は、速やかにその事実を本人に通知するものとする。この本人通知については、審議会の意見を聴いて通知しないことの合理的理由があると認めた場合は、省略することができる。ただし、審議会の答申（平成6年9月14日付け6郡個審第1号）に基づく「条例第9条第4項ただし書の本人通知に係る審議会が認める例外事項」（別表4）に該当するときは、あらかじめ審議会の意見を聴く必要はないものとする。

なお、「条例第9条第4項ただし書の本人通知に係る審議会が認める例外事項」に該当するか、審

議会に諮問するかの判断に当たっては、ソーシャルメディア推進課と協議するものとする。

(2) 通知書による通知

本人への通知は、原則として施行規則第4条に規定する「保有個人情報利用（提供）通知書」（施行規則第5号様式）により行うものとする。この通知書は、次により記入するものとする。

ア 「利用又は提供の区分」欄について

該当する「□」を「■」にする。

イ 「利用又は提供をした年月日」欄について

取扱目的の範囲を超えた利用及び提供を行った年月日を記入する。

なお、継続、反復的に目的外利用等をするものについては、「随時」と記入する。

ウ 「利用又は提供をした保有個人情報の記録の内容」欄について

取扱目的の範囲を超えた利用及び提供をした個人情報の記録の内容を記入する。

なお、必要に応じ、個人情報取扱事務届出書（施行規則第1号様式）の内容に従って個別的かつ具体的に記入する。

エ 「利用又は提供をした理由」欄について

取扱目的の範囲を超えた利用及び提供をした理由については、本人が容易に理解できるよう簡潔かつ明瞭に記入する。

なお、その際は取扱目的の範囲を超えた利用及び提供をした根拠等についても明記する。

オ 「利用又は提供先」欄について

取扱目的の範囲を超えた利用をした課又は取扱目的の範囲を超えた提供先の機関名を記入する。

(3) 通知書の記入及び発送

ア (2)による通知書の記入及び発送は、取扱目的の範囲を超えた利用にあつては利用課が行い、取扱目的の範囲を超えた提供においては、提供課が行うものとする。

イ アによる通知書を発送した課は、その写しをソーシャルメディア推進課に送付するものとする。

附 則

この要領は、平成6年9月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年10月5日から施行する。



(第2号様式)

## 保有個人情報利用（提供）決定通知書

年 月 日

年 月 日付けで申請のあった利用（提供）申請について、次のとおり決定したので通知します。

決 定 の 内 容	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 一部承認 <input type="checkbox"/> 不承認 *一部承認、不承認の場合はその理由
承 認 の 根 拠	郡山市個人情報保護条例第9条第3項第 号該当
承認する個人情報の内容	
承認にあたっての条件及び特記事項等	
利 用 期 間	
備 考	

別表1 (3の(1)関係)

## 【取扱目的の範囲を超えた利用に係る基準表】

大 分 類	小 分 類	具 体 例	根 拠 条 文
1 法令等の定めがあるとき	取扱目的の範囲を超えた利用について法令等に特別の定めがあるとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>戸籍法による届出に基づいた人口動態調査票の作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人口動態調査令第3条、第5条</li> </ul>
2 本人の同意があるとき		<ul style="list-style-type: none"> <li>届出書等に他に利用する旨が記載されているとき</li> </ul>	
3 実施機関内で利用する場合で、 相当な理由があり、かつ、本人の 権利利益を不当に侵害しないと 認められるとき	(1) 法令等に基づいて行う事務事業に関連がある とき	<ul style="list-style-type: none"> <li>市営住宅入居者の収入状況調査のため課税台帳を利用</li> <li>児童手当受給者の所得調査のため課税台帳を利用</li> <li>生活保護者の収入状況調査のため課税台帳を利用</li> <li>地方税法の課税、徴税に関する参考簿書の閲覧・提供等</li> <li>指針統計の調査票の統計目的外の使用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公営住宅法第34条</li> <li>児童手当法第28条</li> <li>生活保護法第29条</li> <li>地方税法第20条の11</li> <li>統計法第15条</li> </ul>
	(2) 市民福祉の向上、生活環境の整備等を図るため 必要であるとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施機関が行う市民の福祉、健康、安全等に関する事業において、 関連部課間の相互協力又は連携を図るために利用</li> <li>実施機関が行う公共料金等の減免の確認に利用</li> </ul>	
	(3) 事務事業の公正又は適正な執行のために必要 があるとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路、公園、学校その他公共施設の計画立案等において、不動産の 権利関係等を把握するために利用</li> <li>借地料、使用料、土地・家屋買収費用、補償費用等を算出するために 利用</li> <li>国民健康保険、国民年金等保険の制度間及び各種の手当、給付の制度 間において関連する事務を公正又は適正に執行するために受給資格、 異動状況等の確認に利用</li> </ul>	
	(4) 国等との関係において、職務を遂行するうえで 必要があるとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>国等に対する補助金、負担金、起債許可等の申請又は報告等のために 利用</li> <li>国等が行う監査、検査等のために利用</li> </ul>	
	(5) 実施機関が当事者となる訴訟又は告訴告発に 関し、書面、証拠書類等を裁判所又は捜査機関に 提出するために必要があるとき		
	(6) 実施機関が委嘱又は推薦する附属機関の委員 等の選出のために必要があるとき		
	(7) 褒賞、叙位、叙勲、表彰等の推薦又は決定のた めに必要があるとき		
4 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき		<ul style="list-style-type: none"> <li>災害その他これに類する場合で市民の安全を確保するために利用</li> </ul>	
5 前各号に掲げるもののほか、実施機関が、郡山市個人情報保護審議会の意見を聴いて特に必要があると認めるとき			

別表2 (3の(1)関係)

## 【取扱目的の範囲を超えた提供に係る基準表】

大 分 類	小 分 類	具 体 例	根 拠 条 文	
1 法令等の定めがあるとき	取扱目的の範囲を超えた提供について法令等に特別の定めがあるとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>裁判所の文書提出命令に対する回答</li> <li>議院又は委員会の官公署に対する報告、記録の提出要求</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民事訴訟法第223条</li> <li>国会法第104条</li> </ul>	
2 本人の同意があるとき		<ul style="list-style-type: none"> <li>届出書等に他に提出する旨が記載されているとき</li> </ul>		
3 国等に提供する場合で、相当な理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害しないと認められるとき	(1) 国等が欠格事由を定めている法令に基づいて行う照会に対する回答	<ul style="list-style-type: none"> <li>国等が任用、許認可、表彰等に際し行う欠格事由の有無についての調査に対する回答</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国家公務員法第38条</li> <li>地方公務員法第16条</li> <li>宅地建物取扱業法第5条</li> </ul>	
	(2) 国等が職務遂行のために行う照会に対する回答	<ul style="list-style-type: none"> <li>国等が行う法人税、所得税又は地方税に関する調査に対する回答</li> <li>社会保険庁長官又は都道府県知事が行う年金受給又は保険料についての処分に関する調査に対する回答</li> <li>入国警備官が行う違反調査に対する回答</li> <li>他の市町村及び特別区が行う国民健康保険被保険者の資格期間、給付状況等についての照会に対する回答</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国税通則法第74条の2</li> <li>地方税法第20条の11</li> <li>国民年金法第108条</li> <li>出入国管理及び難民認定法第28条</li> </ul>	
		(3) 裁判所又は捜査機関が法令に基づいて行う照会に対する回答	<ul style="list-style-type: none"> <li>裁判所又は捜査機関が行う照会に対する回答</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>刑事訴訟法第197条</li> <li>民事訴訟法第226条</li> <li>民事執行法第18条</li> </ul>
		(4) 市民福祉の向上、生活環境の整備等を図るため必要であるとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>国等が行う市民の福祉、健康、安全等に関する事業に対し、相互の協力又は連携を図るため必要があるとき</li> <li>国等が行う公共料金等の減免のために必要があるとき</li> </ul>	
	(5) 国等との関係において、職務を遂行するうえで必要があるとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>国等に対する補助金、負担金、起債許可等の申請又は報告等のために必要があるとき</li> <li>国等が行う監査、検査等のために必要があるとき</li> </ul>		
	(6) 実施機関が当事者となる訴訟又は告訴告発に関し、書面、証拠書類等を裁判所又は捜査機関に提出するために必要があるとき			
	(7) 国等が委嘱する委員等の推薦のために必要があると認められるとき			
	(8) 国等が行う褒賞、叙位、叙勲、表彰等の推薦のために必要があると認められるとき			
	(9) 国等が専ら公共目的で行う調査、研究の対象者を選定するために必要があると認められるとき			
4 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき		<ul style="list-style-type: none"> <li>災害（崖崩れ、火災、河川決壊等）発生のおそれがある場合の関係機関等への住民に関する情報の提供</li> <li>防犯のため、警察、町内会、自治会等に独居老人の実態を報告する場合など</li> </ul>		
5 前各号に掲げるもののほか、実施機関が、郡山市個人情報保護審議会の意見を聴いて特に必要があると認めるとき				

別表3 (3の(2)関係)

【条例第9条第3項第5号の取扱目的の範囲を超えた利用及び提供に係る審議会が認める例外事項】

番 号	事 項
1	<p>弁護士会、公認会計士会等、公共的責務を担う団体が、法令に定めている欠格事由の有無について行う照会に対して回答する場合                      (具体例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>弁護士法第7条</u></li> <li>・ <u>公認会計士法第4条</u></li> <li>・ <u>司法書士法第5条</u></li> </ul>
2	<p>弁護士法第23条の2の規定に基づく弁護士会からの照会に対して報告する場合                      ただし、提供する個人情報の内容、当該目的その他の事情からみて本人の権利利益があると認められる場合に限る。</p>
3	<p>報道機関の取材、要請に応じて提供、発表する場合                      ただし、次に掲げる場合に限る。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 寄附者、表彰者、人事異動者等</li> <li>(2) 犯罪、事故等特別の理由があり発表する必要がある場合</li> <li>(3) 法令等により提供することが認められている場合</li> <li>(4) 各種委員会・審議会等の委員に関する情報で、報道機関を通じて一般市民に知らせる公益上の必要性がある場合で、かつ、当該個人情報の内容その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合</li> </ol>



別表4 (5の(1)関係)

【条例第9条第4項ただし書の本人通知に係る審議会が認める例外事項】

番 号	事 項
1	事務事業の性質から本人に通知することが、事務事業の円滑な実施を困難にすることが明らかな場合
2	事務事業の性質上、本人が他の方法により知り得ることが明らかであり、個別に通知することが現実的でない場合